

郡上市若宮家住宅等保存活用調査業務委託 質問書に対する回答

郡上市教育委員会事務局生涯学習課

No	項目	質問内容	回答
1	郡上市若宮家住宅等保存活用調査業務委託公募型プロポーザル実施要領p-2「4. 参加資格要件」	(7) 文化庁文化財建造物修理主任技術者講習会の修了者（以下、「文化財建造物修理主任技術者」という。）が在籍していること。と記載がありますが、構成企業にも在籍が必須でしょうか。代表企業のみでも良いでしょうか。	郡上市若宮家住宅等保存活用調査業務委託仕様書「5. 業務内容の詳細」において、「(2) 資源調査」-「①文化財調査」、「(3) 基本計画の策定・提案」の項目では、文化財建造物修理主任技術者が携わることと明記しています。共同企業体として、文化財建造物修理主任技術者が当該業務に従事し業務を遂行することができる体制をとっていただければ、代表企業又は構成企業のどちらか一方に在籍しているだけでも可とします。